

ねんど ていげん 2005年度・提言

にほんご ぼご こ はいけい ねんれい
日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、
のうりよく おう がくしゅうしえん う
能力に応じ学習支援を受けることができるよう、
しすてむ じゅうじつ
システムをさらに充実させる。

- 1 せいかつげんご にちじょうせいかつ ひつよう にほんご がくしゅうげんご がくしゅう ひつよう にほんご
生活言語（日常生活に必要な日本語）だけでなく、学習言語（学習に必要な日本語）
がまな たいせい
学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 2 がくしゅうしえん こ こがよ がっこう みちが ちいさき おこな
学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。

はいけい りゆう 【背景・理由】

がいこくじんしみん ぞうか にほんご ぼご こ かず ふ こ
外国人市民の増加とともに日本語を母語としない子どもの数も増えており、その子どもたちの
おお にほん ていじゅう おも にほんご ふじゅうぶん ほんらいも
多くは日本に定住していくと思われます。しかし、日本語が不十分なままでは本来持っている
のうりよく ほつき こうこうしんがく しゅうしょく おお こんなん よそう こ しようらい
能力を発揮することができず、高校進学や就職では大きな困難が予想されます。子どもの将来
と ほんにん もんだい とど しゃがいてき ちんだい よういん
が閉ざされることは本人の問題に止まらず、社会的な問題にもつながる要因となります。

にほんご まな ひつよう しょう ちゅうがくせい たい にちじょうせいかつ ひつよう せいかつげんご しゅうとく こころ
日本語を学ぶ必要がある小・中学生に対しては、日常生活に必要な生活言語の習得や心
のけあ かにてい きぼーと おこな にほんごしどうとうきょうりよくしゃ げつ ねんかんはけん
のケア、家庭へのサポートなどを行う日本語指導等協力者が8か月から1年間派遣されます。
しかし、にほんご しゅうとく ひつよう じかん らいにちじ ねんれい しゅうしんち かんじけん ひかんじけん
日本語の習得に必要な時間は来日時の年齢や出身地（漢字圏か非漢字圏か）などによつ
て個人差があり、その中でも特に授業で使われるがくしゅうげんご しゅうとく なが ねんすう
授業についていけない子どもが多くいる現状があります。学校の授業を理解し学力を身につ
けるためには、せいかつげんご がくしゅうげんご だんがい おう まな か
生活言語だけでなく学習言語を段階に応じて学ぶことが欠かせません。

にほんご ぼご こ がくしゅうげんご しゅうとく きょうか りかいとう がくしゅうしえん おこな
日本語を母語としない子どもに学習言語の習得や教科の理解等の学習支援を行っていくた
めには、まずは学校の教員が生活言語と学習言語の違いや学習支援の必要性を理解することが
たいせつ がくしゅうしえん おこな じゅんかいひじょうきんこうし こうこうじゅけん ひか ちゅうがくせい はけん
大切です。また、学習支援を行う巡回非常勤講師が高校受験を控えた中学生に派遣されまし
たが、もっと早い時期からの支援が求められています。そのためには、きょういんたいしよくしゃ しえん
学習ボランティアの育成など、学校とボランティアが連携して学習支援に取り組む環境を
そうきゅう ひつよう こ がくりよく ほんらい きょういん やくわり
早急につくっていくことが必要です。子どもに学力をつけることは、本来、教員の役割ではあ
りますが、がくねん おう がくしゅうないよう がくしゅうげんご りす と きくせい きょうざいかいはつ おこな
りますが、学年に応じた学習内容や学習言語のリスト作成などの教材開発を行うことで、

ボランティアでも子どもの学習支援が行いやすくなります。

また、市内ではボランティアによる学習支援の場がいくつかありますが、そこに参加したくても遠くて来られない子どもがいます。外国人が多い学校だけでなくどの学校の子どもでも参加できるよう、その子どもの生活圏の近くで学校の空いているときなどを利用して学習支援の場をつくる必要があります。

日本語を母語としない子どもたちが未来の多文化共生社会を担う一員として成長していくよう、学習支援の充実を望みます。

2006年度の状況

【教育委員会において担当】

1 学習言語支援は日本語教室・国際教室が設置されている5校の市立学校が中心になっている。年間5回の日本語教室担当者会を開催し、「学校におけるJSL (Japanese as a second language = 第二言語としての日本語)カリキュラム (= 日本語を母語としない子どもが、日本語で学ぶ力を育てるカリキュラム)」を用いて個々の子どもの状況にあわせた教材開発ができるように、研修を行っている。 B

2 日本語指導等協力者の派遣終了後も学習言語を習得するために個別指導が行われている学校もある。

現在、NPOやボランティアによる補習教室が、国際交流センター、ふれあい館、教会、小学校などで行われている。今後、学習支援を行なう団体が学校の空き教室などを利用していけるような仕組みづくりを検討していきたい。 B

ねんど ていげん 2005年度・提言

がいこくじんしみん にほんじんしみん がともに住みやすい川崎市を
つくっていくために、がいこくじんしみん の市政参加をより一層
すすしん
推進する。

- 1 がいこくじん しみん が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議
かいとう さんか
会等に参加しやすくするなど、かんきょう せいび
環境整備に努める。
- 2 がいこくじん しみん の地方参政権実現に向けて、くに たら
国に働きかけるよう努める。

はいけい りゆう 【背景・理由】

かわさきし す
川崎市をより住みやすいまちにしたい、それは国籍にかかわらず、同じ“地域の住民”である
わたし がいこくじん しみん ねが
私たち外国人市民の願いでもあります。よりよいまちづくりのために、がいこくじん しみん も
知識や経験を生かしていくことは、たぶんか きょうせいしゃかい つく
多文化共生社会を作っていく上で必要なことであるとともに
に、じゅうみんみずか ちいき
住民自らが地域のことを考え、みずか
自らの手で治めていくというちほう じち りねん
地方自治の理念からもとて
もじゅうよう
重要なことです。また、まちづくりに関わっていくことによりがいこくじん しみん ちいき しゃかい いちいん
外国人市民も地域社会の一員と
して、よりいっそう じかく ぶか
一層自覚が深まるようになります。

かわさきし じち きほん じょうれい なか
川崎市では、自治基本条例の中で、国籍を問わず外国人も自治運営の担い手である市民とし
てい
位置づけ、たぶんか きょうせいしゃかい すすしん じしん なか
多文化共生社会推進指針の中でも、「がいこくじん しみん しゅたいてき せいせい さんか
外国人市民が主体的に市政参加できる環境の
せいび つと
整備に努めるとともに、ちいき しゃかい こうせいいん
地域社会の構成員として、自己の能力をじゅうぶん ぱつき
十分に発揮しながらさまざま
かつどう さんか
活動に参加できるよう施策をすすしん
推進」することがめいき
明記されています。ぜんこく さきが
全国に先駆けてがいこくじん しみん だい
外国人市民代
ひょうしゃかい ぎ じょうれい せつち
表者会議を条例で設置するなど、市は積極的がいこくじん しみん せいせい さんか
に外国人市民の市政参加をすすめていますが、
こんご
今後はさらに、たぶんか きょうせい じしん がい
多文化共生施策以外にもより幅広い分野で、さまざま せんもん ちいき けいけん も
様々な専門知識や経験を持っている
がいこくじん しみん ちから い
外国人市民の力を生かすために、しんぎかい いちいん ころぼ じちやう
審議会委員の公募・市長への手紙・パブリックコメントについ
てこうほう じゅうじつ
て広報を充実するなど、がいこくじん しみん さんか
外国人市民が参加しやすくなるようくふう
工夫することが必要です。

せいせいさんか
市政参加の1つであるちほう さんせいけん
地方参政権については、「くに くれ べる せいじ べつ
国レベルの政治とは別に、じゅうみん
住民として地域の
かだい かいけつ
課題を解決するためにひつよう
必要なものである」、「あお
多くのがいこくじん しみん ものうぜい
外国人市民も納税しており、ぜい つか みの
税の使い道の

決定にも関与したい」、「投票権のない者の声は議会に届きにくい」などの意見があり、私たちは審議の中で住民による地方自治の充実という観点からその必要性を確認しました。川崎市では、1994年に市議会が地方参政権付与の意見書を国に出しています。また、多文化共生社会推進指針でも、「地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討」することが盛り込まれており、こうした取組を市が引き続き推進していくことを期待しています。

なお、第4期代表者会議から提言が出された住民投票について、今期の審議でも様々な意見が出されました。住民投票制度検討委員会報告書によれば「本市の住民である外国人が住民投票に参加することは当然と考えられる」と述べられており、今後も制度の策定に当たっては、できるだけ多くの外国人市民が参加できる住民投票制度になるよう望んでいます。

また、多文化共生のまちづくりは、市政参加によるものだけではなく、身近な地域からの取組が必要です。その意味で、町内会などの地域活動に外国人市民が積極的に参加していくことも大切なことだと考えます。

2006年度の状況

【市民局において担当】

- 1 庁内の人権・男女共同参画推進連絡会議において、庁内の全局・区に提言の内容を知らせるとともに、広報の担当者会議で、「外国人市民向け広報の考え方」等の説明を行い、外国人市民の市政参加を進めるため、広報・公聴についての配慮を呼びかけた。また、さまざまな職員研修の際に職員に提言の内容を説明した。なお、今年度新たに始まった区民会議では、7区中3区で外国人市民が委員として参加している。

B

- 2 総務局が参加している「大都市国際事務主管部課長会議」において、外国人市民の地方参政権について、各都市の取組状況を調査した。今後も他の自治体と意思の疎通をはかりながら、国に働きかけることを検討してゆく。

B

ねんど ていげん 2005年度・提言

がいこくじんしみん ひつよう じょうほう ひろ しゅうち
外国人市民にとって必要な情報がより広く周知され
るよう、じょうほう ていきょうほうほう みなお おこな
情報の提供方法について見直しを行う。

- 1 かくく くやくしよ しみんかん としょかんとう せっち がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん
各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 がいこくじんとうろくまどぐち き がいこくじん たげんごじょうほうしりよう かわさきし す がいこくじん みな
外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆
さんへ』をわたすようにする。
- 3 こくさいこうりゅうせんたーいがい くやくしよ みぢか ぼしよ がいこくじんしみん たげんごそうだん
国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談
窓口をもうけよう検討する。

【背景・理由】

がいこくじんしみん じょうほうていきょう だいひょうしやくかいぎ ていげん だ
外国人市民への情報提供については、これまでも代表者会議からいくつかの提言が出さ
れ、『外国人市民への広報の在り方に関する考え方』の策定、外国人市民情報コーナー(以下「情
報コーナー」という。)の設置、『新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ』(2005
ねん がつ かわさきし す がいこくじん みな がいてい い か がいこくじん みな がいふ
年10月『川崎市に住む外国人の皆さんへ』に改訂。以下「『外国人の皆さんへ』」という。)の配布
など、さまざまな取組が行われてきました。しかし、オープン交流会などでは依然として「情報
がない」「どのような情報がどこにあるかがわからない」という外国人市民からの意見が多く出
されています。

だい きだいひょうしやくかいぎ じょうほう かん じつたいちようさ くやくしよしよくいん いけんこうかん じょうほうこーなーしよ
第5期代表者会議では、情報に関する実態調査や区役所職員との意見交換、情報コーナー所
管課へのアンケートなど、現状の確認を行いました。その結果、「情報がないわけではないが、
必要の人に届いていない」、「情報コーナーの場所がわかりにくい施設がある」、「情報コーナー
に置かれている情報の種類や更新状況など、管理体制が各施設によってばらばらである」、
「『外国人の皆さんへ』を渡していない区役所がある」ことなどがわかりました。

じょうほうこーなー じょうほうこーなー じょうほうこーなー
情報コーナーについては、もっと目立つように表示を多言語化したり、外国人登録窓口の職
員が窓口に来た人に情報コーナーを紹介することなどが有効です。それと同時に、資料の更新
が責任をもって行われるよう、管理体制を見直すことも必要だと考えます。

また、『外国人の皆さんへ』には川崎市に住む外国人市民にとって重要な情報が多言語でまとめられています。このような資料があることを知らない外国人市民が多いので、外国人登録に来た人に必ず渡すようにするとともに、多言語のポスターを作成するなど、PRの方法を工夫することが求められます。

ただ、どんなに情報があっても、日本語が不自由な人は生活していく上で困ることがあります。身近に相談相手のいない外国人にとって、直接会って母語で話のできる相談窓口が近くにあるのは大変心強いことです。国際交流センターだけでなく、もっと多くの場所に多言語相談窓口が設置されることを望みます。

なお、私たち第5期代表者も、自分たちにできることとして、資料の並べ方など情報コーナー改善のためのアイデアを出したり、ポスターや案内表示の多言語化にも協力していきます。

さらに、地域とともに暮らす住民として、外国人市民も町内会に参加するなど、近隣の人と積極的にコミュニケーションを図り、自分から情報を得ようとする努力を重ねていくことが大切だと考えています。

2006年度の状況

【市民局において担当】

1 人権・男女共同参画推進連絡会議において、関係部署に対し、提言の周知を図った。今後、情報コーナーの担当に外国人市民の声を伝えてゆく。 B

2 提言の周知をはかるために、各区の外国人登録担当あてに『皆さんへ』の配布を再度依頼した。また、『皆さんへ』の各区での配布状況についてアンケート調査を行った。今後、各区の担当者との情報交換等を行い、より確実な配布につとめていく。 B

【総務局において担当】

3 相談窓口拡充のために、(財)川崎市国際交流協会と、庁内関係各課が協議を行い、10月から川崎区役所と麻生区役所で英語、中国語、タガログ語の3ヶ国語の外国人相談窓口

かいせつ
を開設した（ひと月に2回・1回あたり半日）。
つぎ かい かい はんにち
今後、相談実績の検証などを行っていく。
こんご そうだんじっせき けんしょう おこな

B